

## 本邦外居住者である馬主に係る連絡責任者に関する事項を定める通達

(平成20年12月25日 理事長達第45号)

### (目的)

**第1条** この通達は、日本中央競馬会競馬施行規程（平成19年理事長達第28号。以下「施行規程」という。）第14条の2第2項の連絡責任者を置くために必要な事項を定めることを目的とする。

### (承認申請)

**第2条** 本邦外に住所を有する者（以下「本邦外居住者」という。）であつて馬主登録を受けようとするもの（以下「馬主登録申請者」という。）は、施行規程第14条の3の申請を行う前に、連絡責任者として置こうとする者（以下「候補者」という。）の氏名、生年月日、住所及び連絡先を記載した申請書に、次に掲げる書類を添え、これを理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 候補者の戸籍謄本及び住民票の写し（候補者が外国人である場合には、住民票の写し）
- (2) 候補者の経歴の概要を記載した書類
- (3) 候補者が精神の機能の障害により馬を適正に出走させるに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないことを証明する書類並びに本籍地の市区町村長の発行する身分証明書（候補者が外国人である場合には、第4条第1号に該当しない旨を記載して、候補者自ら署名した書類）
- (4) 候補者が第4条第2号及び第3号に掲げる者に該当しない旨を記載して、候補者自ら署名した書類
- (5) 馬主登録申請者は、候補者が連絡責任者として承認された場合、その者に第5条に定める事務を行わせる旨を記載して、馬主登録申請者及び候補者が署名した書類

2 理事長は、前項の規定による申請があった場合において必要があると認めるときは、前項各号に掲げる書類のほか、証明書その他の書類の提出を求め、又は候補者の出頭を求めことがある。

### (承認等)

**第3条** 理事長は、前条第1項（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定により連絡責任者の申請があった場合において、次条の規定に該当する場合を除き、承認を行う。

2 理事長は、前項の規定による連絡責任者に係る承認の可否について、その者に係る馬主登録申請者（第11条第1項の規定により申請があった場合にあっては、馬主）に通知する

ものとする。

3 理事長は、馬主登録申請者について馬主登録を行ったとき(第11条第1項の規定により申請があった場合にあっては、当該申請に係る承認が行われたとき)は、その連絡責任者に対して本邦外居住馬主連絡責任者通行章(以下単に「連絡責任者通行章」という。)を交付するものとする。

(欠格事項)

**第4条** 候補者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は第2条の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、連絡責任者となることができない。

- (1) 精神の機能の障害により馬を適正に出走させるに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者並びに破産者で復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- (3) 競馬法(昭和23年法律第158号)、日本中央競馬会法(昭和29年法律第205号)、自転車競技法(昭和23年法律第209号)、小型自動車競走法(昭和25年法律第208号)又はモーターボート競走法(昭和26年法律第242号)の規定に違反して罰金の刑に処せられた者
- (4) 競馬法施行令(昭和23年政令第242号。以下「令」という。)第10条第1項第4号(令第17条の4において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により本会、都道府県又は指定市町村(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合又は広域連合であって都道府県と指定市町村とが組織するもの及び指定市町村が組織するものを含む。)が行う競馬に関与することを禁止され、又は停止されている者
- (5) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第4号)第1条各号に掲げるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- (6) 本会の経営委員会の委員
- (7) 本会の役員及び職員(以下「役職員」という。)
- (8) 本会の馬主(法人である馬主の代表者及び法人格なき組合である馬主の組合員を含む。)
- (9) 調教師、騎手、調教助手、騎手候補者又は厩務員
- (10) 勝馬の予想業を営み、又はこれに従事する者
- (11) 第2条第2項の場合において、書類を提出せず、又は出頭しなかった者
- (12) 住民基本台帳に記録されていない者
- (13) 第8条第4号(第2号又は第3号に係る部分に限る。)又は第9条第1号の規定に該当することにより、第8条又は第9条の規定により承認を取り消され、その取消しの日

から5年を経過しない者

- (14) 次条に定める事務を円滑に行うことが困難であると認められる者
- (15) 前各号に定めるもののほか、競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由のある者  
(連絡責任者の事務)

**第5条** 連絡責任者は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 馬主登録の申請に必要な書類の収集及び本会への提出に関する事務。
- (2) 馬主として必要な書類の収集及び本会への提出に関する事務。
- (3) 本会と馬主（馬主登録申請者を含む。以下同じ。）との間の連絡に関する事務。
- (4) 馬主賞品の受取に関する事務。
- (5) 前各号に定めるもののほか、馬主に係る事務に関する事務（第7条第2号に掲げる事務を除く。）。

（開催執務委員の指示等の遵守）

**第6条** 本邦外居住者である馬主は、自己の連絡責任者に競馬法その他の法令を遵守させるとともに、開催執務委員その他の本会の役職員の命令及び指示に従わせなければならぬ。

（禁止行為）

**第7条** 連絡責任者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 馬主の了承を得ないで、当該馬主に係る事務を行うこと。
- (2) 施行規程第13条第1項の規定に基づき調教師が代理して行う事務を行うこと。
- (3) 理事長が特に認めた場合を除き、複数の馬主に係る連絡責任者の事務を行うこと。
- (4) 本会の了承を得ないで、本会の施設において第5条各号に掲げる事務以外の競馬に関する業務を行うこと。
- (5) 連絡責任者通行章を着用せずに、第5条の事務を行うために本会の施設内を通行すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足りる行為をすること。

（承認の取消し）

**第8条** 次の各号のいずれかに該当するときは、連絡責任者の承認を取り消す。

- (1) 本邦外居住者である馬主の登録が拒否され又は取り消されたとき。
- (2) 連絡責任者が死亡したことが判明したとき。
- (3) 第11条第1項の規定に基づく連絡責任者の変更について承認されたとき。
- (4) 連絡責任者が第4条第1号から第10号まで又は第14号に掲げる者に該当することとなつたとき。

**第9条** 連絡責任者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該連絡責任者の承認を取り消すことがある。

- (1) 不正の手段により連絡責任者の承認を受けたことが判明したとき。
- (2) 住民基本台帳に記録されていないことが判明したとき。
- (3) 開催執務委員その他の本会の役職員の命令又は指示に従わなかったとき。
- (4) 第7条各号に掲げる行為を行ったとき。
- (5) 第12条に定める届出がなされなかったとき。

(承認の取消しに伴う手続き)

**第10条** 理事長は、第8条又は前条の規定により連絡責任者の承認を取り消したときは、速やかに、その旨を当該連絡責任者に係る本邦外居住者である馬主及び当該連絡責任者に通知するものとする。

2 連絡責任者は、前項の通知を受けたときは、速やかに、連絡責任者通行章を理事長に返却しなければならない。

(連絡責任者の変更等に伴う申請)

**第11条** 本邦外居住者である馬主は、連絡責任者を変更しようとするとき又は第8条(第1号及び第3号を除く。)若しくは第9条の規定により連絡責任者の承認を取り消されたときは、速やかに、新たな連絡責任者を置くための申請を行わなければならない。

2 前項の規定による連絡責任者の申請については、第2条の規定を準用する。

(変更事項の届出)

**第12条** 本邦外居住者である馬主は、自己の連絡責任者について氏名、住所、連絡先又は第2条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を理事長に届け出なければならない。

(その他)

**第13条** この規程に定めるもののほか、連絡責任者について必要な事項は、理事長が定める。

#### 附 則

この通達は、平成21年1月1日から施行する。

**附 則** (平成24年6月6日理事長達第23号)

(施行期日)

1 この通達は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の本邦外居住者である馬主に係る連絡責任者に関する事項を定める通達第2条第1項第1号の規定の適用については、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)第4条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125号)に規定する外国人登録原票の写しは、それが作成された日から起算して3月

を経過する日までの間は、住民票の写しとみなす。

**附 則** (平成27年10月19日理事長達第29号)

この通達は、平成27年11月1日から施行する。

**附 則** (令和元年8月22日理事長達第7号)

この通達は、令和元年9月14日から施行する。

**附 則** (令和7年3月27日理事長達第10号)

この通達は、令和7年3月29日から施行する。

**附 則** (令和7年5月21日理事長達第16号)

(施行期日)

1 この通達は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この通達の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。